総務省「地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う関係省令等の整備等に関する意見募集の結果（2001 年 7 月 18 日）」の「意見の概要と総務省の考え方」からの引用：

(A)　鬼木甫、池田信夫「『アナログ放送の停止』は、現時点で固定的に定めるべきではなく、将来の情勢の変化に応じて実施すべきである。」に対し、

総務省「総務省としては、需要予測やテレビの受信機の買い替えサイクル等を勘案すれば、今後 10 年間であらゆる層の国民視聴者に無理なくデジタル放送への移行に対応していただけるものと考えております。なお、デジタル放送の普及に関し予見しがたいような状況が生じる可能性が全くないというわけではないという点からは、今後の状況を十分注視していく必要があると考えています。」（pp.1-2）

(B)　鬼木甫、池田信夫「アナログ放送を停止する時点の決定は、省令に明記することを避け、『x 年から x＋a 年の間に、政府当局が、y 年から y＋b 年の間のどの時点かを選んで決める（x＋a＜y）。』程度に定めておくのが穏当。」に対し、

総務省「放送業務への使用期限を明示することにより、将来他の業務に使用可能となることを早期に示すことは、電波の公平かつ能率的な利用を促進するために必要な措置であると考えます。」（p.13）

電波監理審議会（第 850 回、平成 13 年 7 月 18 日）議事要旨からの引用：

総務省の説明（4.1.ア）「（前略）アナログテレビジョン放送を平成 23 年までに終了するとの方針について柔軟な対応を求める要望については、明確な目標期限を定め、それに向けて取り組むことが最善であり、このスケジュール（今後 10 年間）で無理なく移行することができると考えている旨、回答した（後略）。」